

公表後の修正箇所①

修正日	該当箇所	旧	新
2017年2月1日	発令基準・防災体制編P10	命を脅かす洪水等 及び高潮 のおそれのある範囲をまとめて発令する。	命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令する。
2017年2月3日	発令基準・防災体制編P28~29	<p>(3)その他の場所 土砂災害防止法に基づき指定された「土砂災害警戒区域」は、同法により、土砂災害警戒区域毎に、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒避難体制に関する事項について、地域防災計画に定めることとなっており、避難勧告等の対象は、土砂災害警戒区域が基本となる。なお、土砂災害警戒区域の指定が進んでいない地域においては、基礎調査の結果判明した土砂災害警戒区域に相当する区域や土砂災害危険箇所の調査結果を準用する。</p> <p>(4)その他の場所 土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の場所でも土砂災害が発生する場合もあるので、これら土砂災害警戒区域等の隣接区域及び前兆現象や土砂災害の発生した箇所の周辺区域も含めて、山間部等の地域では、避難の必要性について検討する必要がある。</p> <p>注 都道府県林務担当部局及び森林管理局が、山腹崩壊等の危険性がある箇所を「山地災害危険地区」として把握し、関係市町村に提供しており、必要に応じ、都道府県林務担当部局又は森林管理局に確認する。</p>	<p>(3)その他の場所 土砂災害防止法に基づき指定された「土砂災害警戒区域」は、同法により、土砂災害警戒区域毎に、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒避難体制に関する事項について、地域防災計画に定めることとなっており、避難勧告等の対象は、土砂災害警戒区域が基本となる。なお、土砂災害警戒区域の指定が進んでいない地域においては、基礎調査の結果判明した土砂災害警戒区域に相当する区域や土砂災害危険箇所の調査結果を準用する。</p> <p>注 都道府県林務担当部局及び森林管理局が、山腹崩壊等の危険性がある箇所を「山地災害危険地区」として把握し、関係市町村に提供しており、必要に応じ、都道府県林務担当部局又は森林管理局に確認する。</p>
2017年2月7日	発令基準・防災体制編P14	台風等を要因とする 大雨特別警報(浸水害) については、台風の気圧と最大風速を基準に、台風の接近している段階で、対象となる地域における大雨警報、暴風警報、高潮警報、波浪警報が特別警報として発表される。	台風等を要因とする 大雨等の各特別警報 については、台風の気圧と最大風速を基準に、台風の接近している段階で、対象となる地域における大雨警報、暴風警報、高潮警報、波浪警報が特別警報として発表される。
	発令基準・防災体制編P31	大雨特別警報(土砂災害)については、雨量を基準とするものと台風等を要因とするものの2種類がある。台風等を要因とするものは、前章の「洪水等」において記載した、台風等を要因とする 大雨特別警報(浸水害) と同様の取り扱いとし、避難勧告等の具体的な発令判断材料として用いることは適切ではない。	大雨特別警報(土砂災害)については、雨量を基準とするものと台風等を要因とするものの2種類がある。台風等を要因とするものは、前章の「洪水等」において記載した、台風等を要因とする 大雨等の各特別警報 と同様の取り扱いとし、避難勧告等の具体的な発令判断材料として用いることは適切ではない。
2017年2月16日	避難行動・情報伝達編P43 「流域雨量指数の6時間先までの予測値」の発表間隔	30分毎	10分毎
2017年5月9日	発令基準・防災体制編P41	<p>発令対象区域を設定する際は、以下に示す設定の考え方に基づき、いざというときに市町村長自らが躊躇なく発令できるよう、国・都道府県の協力・助言を積極的に求めながら、具体的な区域を設定する。</p> <p>以下に示す設定の考え方に基づき、いざというときに自らがそれにに基づき発令することができるかを確認しつつ、国・都道府県の協力・助言を積極的に求め、具体的な区域を設定する。</p> <p>なお、想定最大規模の浸水想定区域の整備が完了するまでは、これまで運用してきた浸水想定区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。</p>	<p>発令対象区域を設定する際は、以下に示す設定の考え方に基づき、いざというときに市町村長自らが躊躇なく発令できるよう、国・都道府県の協力・助言を積極的に求めながら、具体的な区域を設定する。</p> <p>なお、想定最大規模の浸水想定区域の整備が完了するまでは、これまで運用してきた浸水想定区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。</p>
2018年3月9日	避難行動・情報伝達編P87	<平成 28 年 12 月 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン改定>	<平成 29 年 1 月 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン改定>

公表後の修正箇所②

修正日	該当箇所	旧	新
2018年3月27日	避難行動・情報伝達編P39	5.3.2 在宅の避難行動要支援者への情報伝達 在宅の避難行動要支援者への情報伝達にあたっては、それぞれの特性に応じた、多様な伝達手段や方法を活用し、確実に情報周知できる体制と環境を整えておくべきである。	5.3.2 要配慮者への情報伝達 要配慮者への情報伝達にあたっては、それぞれの特性に応じた、多様な伝達手段や方法を活用し、確実に情報周知できる体制と環境を整えておくべきである。